

新春号
No.199

行政ぐんま

2026 GYOSEI-GUNMA

大日向の火とぼし(南牧村) 観光ぐんま写真館提供

年頭のあいさつ

日本行政書士会連合会
公式キャラクターゆきまサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

行政書士倫理綱領

行政書士は、國民と行政とのきずなとして、國民の生活向上と社會の繁榮進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、國民の信賴に応える。

二、行政書士は、國民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

大日向の火とぼし (南牧村)

観光ぐんま写真館提供 <https://gunma-kanko.jp>



GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

01 年頭のあいさつ

年頭のご挨拶	群馬県行政書士会 会長	古田島俊憲	3
新年知事挨拶	群馬県知事	山本 一太	4
令和8年 会長年頭所感	日本行政書士会連合会 会長	宮本 重則	5
新年のごあいさつ	群馬県議会議長	井下 泰伸	6

02 本会のうごき

・知つ得情報	会長	古田島俊憲	7
・行政書士の電話無料相談報告			8
・J-FLEC 認定アドバイザーに認定されて	群馬県行政書士会 監事 館林支部	田口 恵之	9
・デジタル庁「G ビズポータル」オンライン説明会 参加報告	国際業務・デジタル社会部副部長	佐藤美保子	10
・法教育活動について	法規監察部長	塩野 有希	11
・沼田支部法教育活動報告書	沼田支部	穂苅 優人	11
・建設業関係の各種申請についての意見交換会に関する報告書	穂苅 優人	12	
・会務報告（9月、10月、11月、12月）			14

03 研修会等報告

・令和7年度前期新入会員研修会参加報告書	館林支部	齋藤 拓也	18
----------------------	------	-------	----

04 支部だより

・前橋支部 地域と共に歩む行政書士の役割～相続・遺言相談会を開催して～	前橋支部 支部長	根岸 洋輔	19
・桐生支部 桐生支部無料相談会の報告	桐生支部	小澤 礼奈	19
・太田支部 穂積昌信太田市長 表敬訪問報告書	太田支部顧問	服部 成二	20
・渋川支部 支部研修会の報告	渋川支部	小林 由宜	20

05 令和7年度 行政書士試験 実施報告

群馬県会場 試験場責任者	古田島俊憲	21
--------------	-------	----

GYOSEI-GUNMA CONTENTS 新春号

2026. No199

日行連ニュース

- ・令和7年度 全国会長会 会長 古田島俊憲 22
- ・令和7年度 第2回日行連関東地方協議会 会長会 会長 古田島俊憲 23
- ・令和7年度 第3回日行連関東地方協議会 会長会 会長 古田島俊憲 24
- ・令和7年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会への参加報告 副会長 吉田 明浩 25

06

日政連ニュース

- ・令和7年度 顧問県議団・日政連群馬県支部との意見交換会開催報告書 日政連群馬県支部 副幹事長 菅野 義郷 28

07

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 29
- ・建設業務における補正書類等のメール提出に関する運用について 30
- ・【周知】補正書類等メール提出方法について 31

08

お願い・連絡事項

- ・補助者に対する表彰の実施について 32
- コスモスぐんま
コスモスぐんま活動のご報告
 - ・定時社員総会報告 コスモスぐんま支部長 上原 陽子 35
 - ・令和7年度 群馬県成年後見制度利用促進協議会開催報告 コスモスぐんま支部長 上原 陽子 36
 - ・令和7年度 コスモスぐんま定時社員総会開催報告 コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一 36
 - ・コスモスぐんま活動のご案内 コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子 37
 - ・VOICE～コスモス会員活動録～ vol. 8 コスモスぐんま 高橋 雅之 37
 - ・群馬県特定（産業別）最低賃金について 38

09

登録事項変更

39

10

編集後記



年頭のご挨拶

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊憲

群馬県行政書士会会員の皆様、明けましておめでとうございます。令和8年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本会の運営にご理解・ご協力をいただき心より御礼申し上げます。

行政書士法の一部を改正する法律が議員立法により成立し、今年1月1日に施行されました。改正内容の一例として、“特定行政書士の業務範囲の拡大・業務の制限規定の趣旨の明確化”が挙げられます。

特定行政書士の業務範囲の拡大とは、不服申し立ての手続き代理が、行政書士が「作成した」ものから、「作成することができる」ものに拡大されたことを言います。

業務の制限規定の趣旨の明確化とは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料・コンサルタント料・会費」等どのような名目であっても、対価を受領して行政書士業務を行うことは違法であるということが明確に示されたことを言います。

これらにより、まず特定行政書士の活躍の場が広がることが予想されます。いつどのような状況で業務を受託しても対応できるよう、実際の事例をもとにした研修会等を実施し、実務能力の習得に努めていただく場を設けてまいります。また、これまで会費等の名目で行政書士業務を行っていた個人や団体からの非行政書士行為がなくなるであろうことから、行政書士業務の職域が確保され、さらには業務範囲の拡大が見込まれます。会員の皆様があらゆる業務に対応できるよう、従来扱うことの少なかった業務についても研修会の実施や行政ぐんまへの記事掲載などにより情報提供をさせていただきます。

令和8年は、60年に一度巡ってくる「丙午(ひのえうま)」の年で、力強く前進し、成功を掴むチャンスの年とされています。皆様には、業務、そしてプライベートにおいても成功を収めていただくことを強く願っています。本会では、従来の慣習にとらわれず、皆様にとっての最適な運営を行うべく前に進んでまいります。

県内で1,100名を超える行政書士は、各地域に密着し、県民に寄り添う「身近な街の法律家」です。地域社会からの期待に応え、行政書士としての誇りを持っていただけるような会務運営に努めてまいります。

結びになりますが、この新しい年が会員の皆様にとって、益々の飛躍の年となりますよう心より祈念申し上げますとともに、本会の運営につきまして一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年知事挨拶

群馬県知事 山本 一太

明けましておめでとうございます。群馬県行政書士会の皆様には、新春を健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

本年は、行政書士制度創設から満75年の記念すべき節目の年となります。この間、皆様には、県民と行政をつなぐ架け橋として御尽力いただきしておりますことに、深く敬意を表しますとともに、県政推進への御理解と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。また、本年1月の改正行政書士法の施行により、今後益々皆様の御活躍の場が広がることが予想されます。引き続き、県民に寄り添った御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年は、「伊香保国スポ2025」における群馬県選手の活躍を皮切りに、群馬県の存在感と勢いを示す数多くの成果を刻むことができた1年でした。「移住希望地ランキング」で初めて全国1位を獲得、また県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」^{ユーチューブ ツルノス}の発信力が全国トップクラスに成長し、TikTok上半期トレンド大賞2025では自治体初の特別賞を受賞しました。^{ティックトック}

さらに11月末には、「温泉文化」がユネスコ無形文化遺産の国内候補に決定するという、大変うれしいニュースもありました。群馬発の挑戦が国を動かした成果であり、温泉文化を世界へ届ける歴史的な一步を刻みました。世界に誇る温泉の魅力を次代へ受け継ぐため、引き続き関係団体などと連携し、登録に向か着実に歩みを進めてまいります。

経済面では、年末に公表された令和4年度の経済成長率が全国トップになったほか、最低賃金の伸び率も全国トップクラスとなるなど、「新・群馬県総合計画」の7つの政策の柱の下に取り組んできた施策が、幅広い分野で着実に実を結んできたと実感しています。

本年は、人々を魅了し、ワクワクするような付加価値を生み出す「デジタル・クリエイティブ産業」の育成を加速させていきます。自動車をはじめとする「ものづくり産業」に並び、未来の群馬県をけん引していく新たな産業に育てるため、「クリエイティブ拠点化」「ロケ支援・魅力発信」「デジタルクリエイティブ人材育成」の3つの柱を中心に取り組みを進めます。関連企業の県内誘致や大型映像作品の制作支援などのほか、関連産業を支える人材育成として、小・中学生、高校生向けのtsukurun^{ツクルン}、アルメニア発祥の教育プログラムである「TUMO」^{ツモ}をアジアで初めて導入したTUMO Gunma^{ツモ グンマ}の運営に加え、大学生世代以上を対象とした（仮称）デジタルクリエイティブスクールについてもしっかりと検討してまいります。

これらの取組を着実に進めるため、限られた資源を最大限に生かす「ワイスペンド（賢い支出）」の考え方を徹底していきます。県庁が自ら稼ぐ政策や、デジタル化による業務効率化で生み出した財源や人的資源を、直面する課題や未来への投資に集中し、県民幸福度の向上につなげてまいります。

本年も「選ばれる群馬」「挑戦する群馬」の実現に向け、県政のあらゆる分野で全力を尽くしてまいります。皆様には、引き続き県政への御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が皆様にとって実り多き素晴らしい1年になりますよう、心からお祈り申し上げます。



令和8年 日本行政書士会連合会 会長 年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 宮本重則

01

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

群馬県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、平素より本会の事業推進に対して、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から地域住民の皆様並びに自治体の期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力いただいておりますことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月の日本海側を中心とした記録的な大雪、7月のトカラ列島近海地震、8月から10月にかけての豪雨や突風、台風被害など、全国各地で自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災され、困難な生活を強いられました。これらの災害に際しては、複数の地域で災害救助法が適用され、被災地域の単位会において罹災証明書の取得支援や無料相談会の開催を始めとした復旧・復興活動が展開されるとともに、本会としても被災単位会をバックアップするための各種支援策を実施しました。被災された方々にとって、行政書士による行政手続の支援が果たす役割は大きく、行政書士が現場で培った経験と信頼は、地域における暮らしの安全と再建を支える力として今後ますます重要なことを実感した次第です。

現在、本会では内閣府との連携協定の下、被災自治体を支援する体制を構築するため、「災害復興支援員」の増員及び養成を推進しています。地域に密着した行政書士ならではの専門性と組織力を生かし、住民や自治体に寄り添った支援活動をより一層充実させてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

そして、本年1月1日から行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行されました。奇しくも、本年は、行政書士法（昭和26年法律第4号）が昭和26年2月22日に公布されて75周年、三四半世紀という記念すべき節目の年に、この改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りです。この改正により、行政書士の使命と職責が明確となり、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。また、特定行政書士の業務範囲については、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大したことにより、行政書士の前段階関与の有無にかかわらず、行政不服申立ての代理が可能となりました。さらに、業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確になったほか、両罰規定が整備され、業務の制限規定に違反した場合、行為者のほか、その法人に対しても罰則が適用されることとなりました。

本会では、今般の法改正を受け、会則や研修制度など必要な見直しを行うとともに、法改正の趣旨を周知徹底して、会員の皆様の業務環境の整備に注力してまいります。会員の皆様におかれましても、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと存じます。

私は常日頃から、全国津々浦々に約5万4千名が遍在する行政書士が、国民の皆様にとって、不安や悩みに直面したときに最初に思い出させていただける存在でありたいと願っています。そのためには「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、皆様と共に強い行政書士制度を創り、地域社会の中で確かな信頼関係を築いていくことが重要です。私たち行政書士は常に時代の要請に応じて進化し、いつの時代においても国民の皆様、事業者の皆様に寄り添う存在となるよう、今後とも皆様の御支援を賜りながら、行政書士制度の更なる発展に全力を尽くしてまいる所存です。

本年が、災害の少ない穏やかな年となりますとともに、会員の皆様にとって実り多く飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。



新年のごあいさつ

群馬県議会議長 井 下 泰 伸

明けましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎えるに当たり、県議会を代表して、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。群馬県行政書士会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

皆様には、多岐にわたる官公署の手続きや権利義務などに関する法律と実務の専門家として、県民の皆様と行政をつなぐ重要な役割を担っていただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

行政書士の業務は「官公署に提出する書類の作成・代理」が基本ですが、権利義務や事実証明など、その種類は一万種類以上とも言われ、企業活動から個人生活に至るまで幅広く関わっています。

こうした中、貴会では、県民の暮らしに身近な相談に応えるため、県内各地で無料相談会を開催し、幅広いニーズに対応されているほか、一般倫理研修の受講を通じて専門家としての信用及び品位の向上に努められており、こうした取組が地域社会の安心と信頼につながっているものと考えています。

近年、外国人住民の増加に伴い、在留資格の取得や雇用契約などの業務に加え、災害の激甚化により、関連する業務の重要性が一層高まっています。また、行政手続きのデジタル化が加速し、オンライン申請やマイナンバーカードの活用が広がる中、円滑な手続きの支援を担う役割は、これまで以上に重要になっています。今後も法律と実務の専門家としての知見を生かし、県民や事業者の皆様に寄り添った活動をお願いいたします。

新たな年を迎え、本年が群馬県行政書士会と会員の皆様にとりまして、幸多き年となりますよう心から祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

本会のうごき



知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

02

今回は、「行政書士職務基本規則」についてご案内いたします。

行政書士職務基本規則が制定された目的は、「国民の権利利益の実現に資する使命を果たすために、自らの行動を規律し社会的責任を果たすための倫理と行動規範を明らかにする。」ことにあります。

全81条より構成されていますが、特に心がけるべき条文について触れたいと思います。

(不当誘致行為の禁止)

第15条 行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。

2 行政書士は、金品の提供、供應その他不当な行為により行政書士の業務の依頼を誘致してはならない。

3 行政書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、その紹介の対価を依頼者の報酬に上乗せしたり、職務内容と比較して法外な金額を請求したりしてはならない。

4 行政書士は、依頼者の紹介をしたことについて、その対価を要求してはならない。

第3項及び第4項の規定は、紹介を行うこと又は紹介を受けること自体は否定していませんが、その対価を依頼者の報酬に上乗せして請求するような行為は、結果として依頼者の不利益となることから、当該行為が禁止されています。また、行政書士が依頼者の紹介を行った場合、紹介した行政書士側にも、紹介料等の要求の禁止が課されています。

(依頼に応ずる義務)

第29条 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

2 行政書士は、事件の受託にあたり、依頼者等が本人であることを、面談等の適切な方法により確認しなければならない。

ここで言う「正当な事由」とは、病気、事故等行政書士が職務を行うことができないことの他、依頼人が書類を犯罪その他不法な目的で使用する意図が予見される場合や、行政書士の業務範囲を超えた他の法律により制限されている業務が依頼された場合、また、依頼された事件が多く、依頼人が希望する日時までに業務を完了できない場合等が考えられます。

(報酬)

第34条 行政書士は、事件の受任に際して、依頼者に対し、事件の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正な報酬を明示し、かつ、十分に説明しなければならない。

2 行政書士は、不要な書類を作成し、又はみだりに報酬の増加を図る行為をしてはならない。

3 行政書士は、不当に廉価な報酬で事件を受任してはならない。

4 行政書士は、事件の受任に際して、社会通念上合理的な計算根拠をもって報酬を決定しなければならない。

第2項は、依頼者の不知に乗じて不要な書類を作成し、自己の報酬をみだりに増加させる行為を禁じるもので、第3項は、不当廉売を禁じるものです。

「行政書士職務基本規則」「解説 行政書士職務基本規則」は、群馬県行政書士会ホームページ内「会員ページ」→「会務報告・議事録」→「その他のお知らせ」で閲覧できますので、ぜひともご一読ください。

※条文の下に記載した解説文は、「解説 行政書士職務基本規則」を抜粋しました。

行政書士の電話無料相談報告

令和7年度 行政書士制度広報月間事業



【相談員名簿】

(敬称略)

日程	氏名	支部名
10月2日(木)	小鮎 博	渋川支部
	樋口 浩史	桐生支部
	吉岡 欣三	富岡支部
	後藤 康徳	広報部長



【項目別件数】

	相談項目	10月2日
権利義務事実証明	財産管理	
	遺言・相続・成年後見	3
	各種契約	
	会計記帳・定款・内容証明	1
	不動産関係	
	戸籍関係	
	知的財産	
	その他	1
計		5
許認可関係	許認可申請手続（建設・風俗営業）	
	法人設立	
	土地開発	
	農地転用	
	自動車登録（車庫証明含む）	
	入管関係	
	その他	
	計	0
	合計	5

J-FLEC認定アドバイザーに認定されて

群馬県行政書士会 監事 館林支部 田口 恵之

金融経済教育推進機構(J-FLEC)は、2024年4月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく認可法人で幅広い年齢層に向けて、国民各々のニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で届けていく金融庁所管の認可法人になります。

そしてJ-FLEC認定アドバイザーは、特定の金融機関や金融商品に偏らない中立的な立場から、相談者や講義受講者に寄り添って、金融経済に関するアドバイスを提供する人材になります。

本職がJ-FLEC認定アドバイザーを知ったのは、館林支部が昨年11月に開催した東毛四支部合同研修会でのJ-FLEC講師による研修会の案内文でした。その案内文の中に認定要件に行政書士の資格が入っているという一文があったことで、興味を持ち早速調べてみました。J-FLECのホームページを開くと国民の金融リテラシー向上のための新しい金融教育をする組織であることとJ-FLEC認定アドバイザーになる認定要件も記載がありました。

本職は租税教育推進協議会が主催する租税教室の講師や全国納稅貯蓄組合が国税庁と共に催する中学生の税の作文の募集などにも参加して税の大切さを教えていますが、2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられてキャッシュレス決済等のお金のリスクの方が子供たちにとってより身近になってきたのではないかと思っていたので、子供たちにお金について教えることができるならと思い申し込みをしました。

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件については、J-FLECのホームページをご覧ください。本職の場合、行政書士、税理士、2級FP技能士で申し込みをしました。

10月末の申し込みから書類審査、面接審査(オンライン)を経て12月中旬に面接の合格通知をいただきました。そしてJ-FLEC認定アドバイザーとしての倫理・コンプライアンス研修(オンライン)を受講し、確認テストに合格して12月中旬にJ-FLECのホームページに掲載される公開用プロフィールを提出して、1月中旬にJ-FLECのホームページに掲載されました。

J-FLEC認定アドバイザーの資格は、1年更新になります。資格を更新するには、毎年J-FLECの基礎知識研修(オンライン)を受講して確認テストに合格して、年間活動報告書を提出して審査を受けて年度更新の承認を受けなければなりません。

基礎研修の内容については、J-FLEC認定アドバイザーとしての倫理・コンプライアンス研修、家計管理、ライフプラン、資産形成・NISA、ローン・クレジット、社会保険、民間保険、税法等のお金に関する講義を約15時間位受講しなければなりません。講義内容は、充実していて税法等の改正があるとすぐに内容が更新され、受講終了する期限も設定されます。

本職は、経営革新等支援機関の認定も受けていますが、経営革新等支援機関は、一度認定を受ければ5年間必修の研修等もなく5年間の実績を報告するだけで更新できるので、同じ認定でも、こちらは大変厳しいなと思いました。これだけ厳しいのだからJ-FLEC認定アドバイザーになるメリットについて考えてしまいますが、名刺の肩書に「J-FLEC認定アドバイザー」の称号を入れられるということは、金融庁所管の認可法人に認められた社会的信用だと思いました。

最後にJ-FLEC認定アドバイザーは、資格ではなく認定ですので、合格率とか公表されていません。どれくらいの数の申し込みがあってどれくらいの方が審査を受けられているのかわかりませんが、群馬県では、本職も含め12名が認定を受けています(2025年12月1日現在)。

02

デジタル庁「Gビズポータル」オンライン説明会 参加報告

国際業務・デジタル社会部副部長 佐藤 美保子

2025年12月5日、デジタル庁職員による「Gビズポータル」オンライン説明会に出席しましたので、その概要を報告いたします。

Gビズポータルは、事業者向け行政手続の新たなオンライン窓口として位置づけられ、令和8年3月に α 版がリリース予定となっています。すでに住民向け行政サービスとして広く活用が進む「マイナポータル」の事業者版にあたるもので、マイナポータルがマイナンバーカードで本人確認を行うように、GビズポータルではGビズIDによる事業者確認が行われる仕組みです。

このGビズポータルには、事業者の利便性向上を図る3つの主要機能が搭載される予定です。

①横断的手続き検索

生成AIを活用することで検索精度が向上し、26府省横断・約24,000手続きの中から必要な情報を容易に探し出すことができます。正式名称を知らなくても、助成金等の情報に辿り着ける点が大きな特徴です。生成AIの回答に不安がある場合は、AI回答を非表示にする機能も搭載される予定です。

②電子ロッカー

申請書類のやり取りをデジタル化し、事前相談や修正依頼の効率化を図ります。ファイルのアップロードとコメント機能により、修正箇所の把握が容易になり、申請者・士業・行政機関が共通の情報を確認しながら手続きを進めることができます。補助金申請や許認可など手間と時間がかかる現状を踏まえると、非常に画期的な改善を感じられました。

③手続きジャーニー

創業期から成長期まで、事業段階に応じて必要な手続きを横断的に案内する機能で、マニュアルや手引書のようにわかりやすく整理された形式で提示される予定です。

また、説明会では、GビズIDに有効期限が導入される旨の周知依頼がありました。2026年7月より有効期限が「2年3か月」となり、初回の失効時期は2028年10月頃と予定されています。

今回、説明会に参加させていただき、Gビズポータルは、事業者の行政手続を大きく効率化するプラットフォームとして大いに期待できるものであり、今後の展開に注目していきたいと感じました。

法教育活動について

法規監察部より

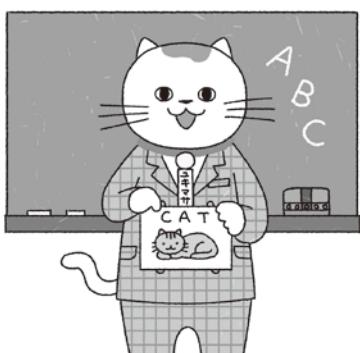
法規監察部長 塩野 有希

日頃より法教育の活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

今年で7年目を迎えた高崎支部では、『行政書士の法教育』が広く認知されるようになり、今年多くの小中学校で開催されています。今年度の特徴として、「保護者にも聞かせたい!」という学校側の意向により公開授業や授業参観に開催することが増えました。

また、今年度は前橋支部で新たに外国人留学生向けの法教育が実施されました。外国人に対する法教育というのもまた行政書士だからこそできることですし、外国人の増加に伴って様々な問題が取りざたされるなか、外国人自身にも法的リテラシーを育んでもらおうというこの取組みはニーズが多いと思います。この前橋支部の取組みについては、次の機会に前橋支部からじっくり紹介いただきたいと思います。

今号では、沼田支部で初めて行われた小学校での法教育について、沼田支部からご報告いただいております。沼田支部では、数年前から支部内の会議や模擬授業などの準備を重ねてきました。今回の実現に至るまでの沼田支部の有志の先生方の熱意とご尽力に、心から敬意を表します。当日は私も授業を見学させていただきましたが、講師を務めた穂苅先生、それをサポートする法教育チームの先生方と、授業に楽しそうに聞き入る子供たちの姿にジーンとくるものがありました。沼田支部ではすでに今年度、来年度と実施予定が入っているとのこと。これからも法規監察部としてしっかりとサポートしていきたいと思います。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマスクン

● 沼田支部における法教育授業に関する報告書

報告者：穂苅 優人（沼田支部）

小学生の学校生活・日常生活は、私たちが子どものときから比べて大きく変化しました。インターネットやスマートフォンの普及により、今ではほとんどの子どもたちがSNSを利用したりオンラインゲームをプレイしたりしています。子どもたちが、親の目の届かないところで世界中の人たちとコミュニケーションを取ることが当たり前になっています。そのような環境の中で考えられるトラブルを私たちのような専門家が法律という観点から説明し予防することは、犯罪の低年齢化および犯罪被害の低年齢化が進む昨今の情勢において社会的ニーズの高いものと考えられます。

また、学校のクラスの友達との日常的なやり取りや、そこから発生する様々なトラブルなどの日々の小さな問題点についても、学校教育とは異なる視点から子どもたちにアプローチすることで、子どもたちの倫理観や道徳観の形成に寄与できるのではないかと考えました。

このような考えを背景に、沼田支部では令和5年度より法教育活動をスタートしました。当時すでに活動実績のあった高崎支部での法教育授業を見学させていただき、授業の手法や内容について大いに参考にさせていただきながら、令和6年12月には支部研修会として、他支部の先生方にもお越しいただきプレ授業を実施してきました。

その後も沼田市教育委員長との面談や沼田市的小学校校長会への出席など、具体的な活動実施に向けた動きを続け、このたび初めて沼田支部法教育チーム主催のもと、令和7年10月22日、沼田北小学校6年生30名を対象に法教育授業を実施させていただきました。当日は子どもたちの学習意欲と集中力に助けられながら、無事に予定していた授業を進めることができました。

今後は授業内容のブラッシュアップを進めながら、管内の各小学校で法教育授業を広めていけるよう活動を進めてまいります。本会や支部間での連携も重要になると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。



02

建設業関係の各種申請についての意見交換会に関する報告書

報告者：穂苅 優人

日 時：令和7年12月22日（月） 10:00～11:30

会 場：前橋商工会議所3階 バイオレット

出席者：群馬県国土整備部建設企画課建設業対策室 室長 柳澤 徳子 様
副主幹 小野寺泰弘 様
主任 高橋 毅成 様

群馬県行政書士会 会長 古田島俊憲
業務推進グループ 担当員 小山 大嗣
建設業分科会 分科会長 穂苅 優人（報告者）
副分科会長 菅野 義郷
副分科会長 住谷 真希

群馬県国土整備部建設企画課のご担当者様と建設業関係の各種申請について意見交換会を実施しました。質問及び回答要旨を下記の通りご報告いたします。

【質問①】個人事業主の建設業許可申請の際に添付する、経営業務の管理責任者の常勤確認資料において、「所得税の申告内容確認票」の提出でも認められるよう手引きへの掲載をお願いしたい。

【回答①】従来添付を求めている「所得税の確定申告書(第一表)」と同一内容であれば検討可能。「所得税の申告内容確認票」がどのような書類か確認した上で証明能力があるかどうかを慎重に検討する必要がある。

【質問②】非行政書士排除のために、ホームページに非行政書士排除の文言を掲載し、また新たに作成するプレートの設置をお願いしたい。

【回答②】県のホームページで行政書士の広報の役割を担うべきでないことなどから、関係各課と協議のうえ慎重に検討する必要がある。なお、県が発行する建設業のしおりには非行政書士排除の文言が一部掲載されている。受付にはすでにプレートを設置しており、新たに作成するプレートの設置は問題ない。

【質問③】入札参加資格審査申請について、「物品・役務」の申請が10月、「建設工事」の申請が翌年1月であるにもかかわらず、納税証明書の有効期限が3か月であることから、両方を申請する場合は納税証明書を2回取得する可能性が生じる。両申請の申請時期を近づける、または納税証明書の有効期限の延長をお願いしたい。

【回答③】「物品・役務」及び「建設工事」の申請件数は非常に多く、申請時期を近づけることはかなり難しい。納税証明書はあくまでも3か月の期限で真正性を確認できると考えている。

【質問④】非行政書士排除の一環として、申請の際に行政書士証票の提示を求めることはできるか。

【回答④】窓口担当者も行政書士の顔をよく知っているため、本来は提示を求めるべきであるかもしれないがスムーズに業務をすすめるため省略している。補助者による申請の場合もあるため、今後検討する。

【質問⑤】株式会社の決算変更届に添付する「事業報告書」の添付目的が不明であるため、添付を省略できないか。

【回答⑤】国からのガイドラインに株式会社に提出を求めるよう記載されているため、県の判断で添付を省略することはできない。

【質問⑥】経審で作成する「保有建設機械一覧表」について、ダンプは記載しないことになっているが、保有台数が一目で分かりづらいので記載すべきでないか。また、記載する台数が減る場合にも最新の状態で作成し直したいが、断られたケースがある。

【回答⑥】ダンプは車検証1枚で確認ができるため、保有建設機械一覧表に記載されると、一覧表と車検証の整合性をチェックする必要が発生し事務負担が増加する。同様に、一覧表の再作成の場合も掲載されている全ての車両について整合性チェックをする必要があり事務負担が増加することを理解してもらいたい。

【質問⑦】工種の振り分けについて、国交省の指針に従って申請しているが、それでも判断ができない場合がある。そのような場合に県内部ではより詳しい指針があるか。また、具体的には、土地の分譲地において私道の下に上水管を敷設した場合、土木工事・管工事のどちらになるか。以前は、分譲前は公道ではないので管工事に該当すると言われた。

【回答⑦】国交省の指針に掲載のない細かい工事については県内部の指針もあるが、ケースバイケースで判断することになる。担当者の中でも知識に差があり、経験のある担当者であればすぐに判断できる場合もある。質問の土木工事・管工事についても具体的な事例で判断するため、この場での回答は控えたい。

【質問⑧】決算変更届の補正または審査完了の3週間のルールについて、基準日はいつか。

【回答⑧】受付日が基準日となり、補正等の連絡は基準日から3週間の日となる。例えば、12月1日受付の場合は12月22日までとなるが、実際には申請の混雑状況や職員の配置状況等によって1~2日程度遅れる可能性がある。急ぎの場合は事前に連絡をもらえるとありがたい。

【質問⑨】本人申請の場合、窓口での相談対応にどのくらい時間と労力がかかっているか。

【回答⑨】結構な負担が発生している状況。

【質問⑩】決算変更届を期限内に届出していない事業者に対して、県から何らかのアプローチを行っているか。

【回答⑩】行っていない。行うとすると電話か郵送での対応となるが、いずれも事務負担が膨大である。

【質問⑪】経審の加点目的でエコアクション21を取得する事業者が最近増えているが、県として取得を推奨するアナウンスを行っているか。

【回答⑪】行っていない。

【質問⑫】契約書等が準備できない工事について、決算変更届では一度工事経歴書に記載し、経審のタイミングでそれらの工事をその他工事に振り替えることになるが、行政書士の判断であらかじめ契約書等を添付できない工事をその他工事に振り分けることは可能か。

【回答⑫】申請テクニックの話になるので回答は控えるが、建設業法上は工事の大小にかかわらず全ての建設工事で書面契約を義務付けているため、契約書の作成を徹底してもらいたい。

以下は、建設業関係の各種申請に関する県からの要望事項です。

【県からの要望①】各種申請・届出において、副本を2部添付されるケースがあるが、事務負担軽減のため副本は1部のみとしてもらいたい。

【県からの要望②】補正書類については県から指示されたものだけを添付してもらいたい。特に、担当者が決まる前に補正書類を追加で送られてしまうと、その書類を差し込む作業だけでも相当の事務負担が発生する。

【県からの要望③】許可申請や経審の場合、確認票が一番上になるよう綴じ込み順を確認してもらいたい。

【県からの要望④】健康保険証について、令和7年12月1日をもって使用できなくなったため添付しないようにしてもらいたい。

会務報告 9月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
9	5	支部長会	<p>〈報告事項〉</p> <p>①令和7年度行政書士広報月間協力について ②支部長会からの建議について ③令和7年度行政書士試験について ④令和7年度特定行政書士法定研修について ⑤日行連・関地協報告について ⑥当面の会務運営について ⑦各部の会務運営状況等について ⑧各支部の支部運営状況等について</p> <p>〈協議事項〉</p> <p>①各支部の連絡・報告・協議事項等について</p>	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長、根岸(洋)、佐藤各支部長会副議長、鈴木、中山、坂井、中村、根岸(幹)、土屋、穂苅、宮崎、大平各支部長
9	8		入会式 5名	古田島会長
9	9	広報部会	<p>①行政ぐんま198号の校正について ②行政ぐんま199・200号の企画について ③令和7年度行政書士記念日事業について</p>	後藤部長、吉田副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
9	10		職務上請求書払出し日	上原、菅野各常任理事
9	12	総務部会	<p>①一般倫理研修未受講者への注意勧告文書について ②職務上請求書の不正利用会員に対する対応について ③本会会費値上げに伴う会則改正について ④特定行政書士法定研修受講者について ⑤補助者規則の一部改正案について ⑥職務上請求書払出担当者について ⑦令和8年度新年賀詞交歓会について</p>	古田島会長、中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
9	22	綱紀委員会	諮問事項の検討について	劍持委員長、笛木、橋本各副委員長、岩崎、金竹、茂木、須藤、山口、大平各委員
9	24		職務上請求書払出し日	清水、中澤各理事
9	24	業務推進グループ会議	<p>〈協議事項〉</p> <p>①広報月間における挨拶回りについて ②事例発表会の開催について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>①各担当員からの活動状況について ②分科会の活動状況について</p>	古田島会長、吉田GL、松本SGL、中山、堀越、武田、森田、上原、鈴木、佐藤、小山、穂苅、新井、飯島、田島各G担当員
9	25	理事会	<p>〈審議事項〉</p> <p>【議案第1号】経理規程の一部改正案について</p> <p>【議案第2号】什器備品の除却について</p> <p>【議案第3号】75周年記念事業における群馬県知事表彰について</p> <p>【議案第4号】業務推進グループ員の増員について</p> <p>〈協議事項〉</p> <p>①日行連会則改正に伴う本会会費値上げについて ②支部長会からの建議について ③事務所の移転について ④当面の会務運営について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>①戸籍の広域交付制度について ②令和7年度行政書士試験について ③令和7年度特定行政書士法定研修について ④日行連・関地協報告について ⑤各部報告</p>	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、田中(國)、徳江、高橋(憲)、尾池、藤生、高橋(一)、吉田、小林、田中(光)、柳、廣川、佐藤、岩井、田島各理事 オブザーバー:大原支部長会議長、富沢専門員
9	26		任意後見制度・財産管理業務に関する研修会の開催について 「任意後見制度・財産管理業務について」 講師:群馬県行政書士会法規監察部部長 塩野有希	尾池、藤生各部員
9	29		入会式 2名	古田島会長

※ GL… 業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 … 業務推進グループ担当員

会務報告 10月

02

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
10	2	広報月間 電話無料相談会		後藤部長、小鮎博会員(渋川)、樋口浩史会員(桐生)、吉岡欣三会員(富岡)
10	7	令和7年度前期新入会員研修 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師:群馬県総務部市町村課 ご担当者様 「職務上請求書の適正使用について」 講師:副会長・総務部員 中島 肇 会員 「相続業務について」 講師:相続業務分科会 新井 優子 会員 「入管業務について」 講師:入管業務分科会 田島 渡 会員 「建設業務について」 講師:建設業務分科会 穂苅 優人 会員		古田島会長、菅野部長、高橋(憲)副部長、尾池、藤生、高橋(一)各部員
10	15	行政書士試験チーフ監督員会議		
10	16	法務委員会	①会費滞納者への対応について	菅野委員長、中澤副委員長、亀田、高橋、萩原、坂井各委員
10	17	入会式 2名		古田島会長
10	19	特定行政書士考查		
10	20	外国人を対象とした無料相談会(東京入管高崎出張所)		亀田副会長、佐藤理事
10	21	総務部会	①令和8年新年賀詞交歓会について ②群馬県知事・日行連会長・群馬会会长との鼎談について ③補助者規則の一部改正案について ④令和8年度事業計画および予算案等の策定について ⑤職務上請求書の不正使用を疑われる会員への対応について	古田島会長、中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
10	24	法定相続情報証明制度・自筆証書遺言書保管制度についての研修会 「第一部:法定相続情報証明制度」 講師:前橋地方法務局不動産登記部門統括登記官 東有子 氏 「第二部:自筆証書遺言書保管制度」 講師:前橋地方法務局供託課 遺言書保管官 平林博美 氏		古田島会長、菅野部長、高橋(一)部員
10	27	常任理事会	<審議事項> 【議案第1号】綱紀委員会からの答申について <協議事項> ①令和8年新年賀詞交歓会について ②群馬県知事・日行連会長・群馬会会长との鼎談について ③令和8年度事業計画及び予算案等の策定について ④事務所の移転について ⑤職務上請求書の払出担当について ⑥当面の会務運営について <報告事項> ①日行連・関地協報告について ②各部からの報告事項について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
10	27	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各委員
10	28	綱紀委員会		舛持委員長、笛木、橋本各副委員長、岩崎、金竹、茂木、須藤、山口、見城、大平各委員
10	29	監査会(令和7年度中間監査)		古田島会長、山田副会長、武田部長、狩野、田口、浅香各監事

* GL… 業務推進グループリーダー、SGL… 業務推進グループサブリーダー、G 担当員 … 業務推進グループ担当員

会務報告 11月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
11	5	経理部会	①令和7年度上半期決算について	古田島会長、山田副会長、武田部長、黒川副部長、大橋部員、富沢専門員
11	7	入会式 4名		古田島会長
11	8		行政書士試験前日会議(高崎経済大学)	
11	9		令和7年度行政書士試験(高崎経済大学)	
11	10	業務推進グループ主催 入管業務に係る研修会・事例発表会 「第1部 出入国管理及び難民認定法に関する手続きについて」 講師:法務省東京出入国在留管理局高崎出張所 統括審査官 佐藤 一道 様 「第2部 実務者会員による事例発表・質疑応答」 講師:国際業務デジタル社会部 部長 塩野有希 会員 高崎支部 本間敦朗 会員		古田島会長、亀田副会長、服部常任理事 飯島GL、田島G担当員
11	12	職務上請求書払出し日		後藤常任理事、新井理事
11	18	「建設キャリアアップシステム研修会」 講師:ワイズ公共データシステム株式会社 研修担当者		尾池、藤生各部員
11	21	入会式 1名		古田島会長
11	25	常任理事会	＜審議事項＞ 【議案第1号】綱紀委員会からの答申について ＜協議事項＞ ①当面の会務運営について ＜報告事項＞ ①日行連・関地協報告について ②令和7年度行政書士試験について ③各部からの報告事項について"	古田島会長、山田、吉田、中島、 亀田各副会長、上原、武田、塩野、 菅野、後藤、服部各常任理事
11	25	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、 武田、塩野、菅野、後藤、服部各委員
11	26	職務上請求書払出し		亀田副会長、清水理事
11	28	広報部会	①行政ぐんま199号の企画について ②広報月間支部交付金について ③行政書士記念日事業について ③行政ぐんま200号の特集について ④令和8年度事業計画および予算案について	古田島会長、後藤部長、吉田副部長、 小林、田中、柳、廣川各部員
11	28	総務部会	①群馬県行政書士会会則の一部改正案について ②補助者規則の一部改正案について ③令和8年新年賀詞交歓会について ④一般倫理研修受講状況について ⑤令和8年度事業計画及び予算策定について ⑥職務上請求書払出しについて ⑦群馬県知事・日行連会長・群馬会会长との 鼎談について"	古田島会長、中島副会長兼部員、上原 部長、清水副部長、中澤、太田、新井各 部員

※ GL… 業務推進グループリーダー、SGL… 業務推進グループサブリーダー、G 担当員 … 業務推進グループ担当員

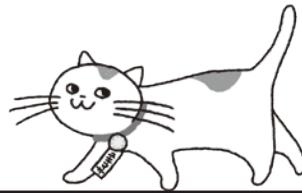
お願い

行政書士法第6条の4では、「行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。」とあります。

氏名、事務所所在地、本籍、自宅の住所に変更が生じた場合は、変更登録申請書を提出してください。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
12	2	入管業務に関する研修会 「入管業務について」 講師:国際業務・デジタル社会部 部長 服部成二		吉田島会長、菅野部長、高橋(憲)、佐藤各副部長、岩井、田島各部員
12	8	「納税証明書のオンライン請求・電子納税証明等に関する説明会」 講師:前橋税務署 管理運営部門担当者		菅野部長、高橋(憲)副部長
12	8	入会式(入会者3名)		古田島会長
12	10	職務上請求書払い出し日		中島、吉田各副会長
12	11	改正行政書士法に関する研修会 「法改正の概要、法改正を受けての今後の取組み」 講師:日本行政書士会連合会会長 宮本重則先生 「法改正に至るまで(政治的な背景を踏まえて)」 講師:日本行政書士政治連盟会長 常住豊 先生 「法改正の趣旨(法律要綱に関する議論と検討を踏まえて)」 講師:常任理事・デジタル推進本部長 関谷一和 先生		古田島会長、菅野部長、藤生部員
12	15	「不当要求防止責任者講習」 講師:公益財団法人群馬県暴力放逐運動推進センター 講習担当者		菅野部長、尾池部員
12	16	理事会	<審議事項> 【議案第1号】綱紀委員会からの答申について(入管業務に係る案件) 【議案第2号】綱紀委員会からの答申について(職務上請求書の使用に関する案件) <協議事項> ①日行連会則改正に伴う本会会費値上げについて ②当面の会務運営について <報告事項> ①令和7年度中間監査報告について ②令和8年新年賀詞交歓会について ③令和8年度基本方針及び予算策定並びに事業計画(案)について ④令和7年度行政書士試験について ⑤令和7年度特定行政書士法定研修について ⑥事務所の移転について ⑦群馬県知事・日行連会長・群馬会会长との鼎談について ⑧日行連・関地協報告について ⑨各部報告	古田島会長、山田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、本間、田中(國)、徳江、高橋(憲)、尾池、藤生、高橋(一)、小林、田中(光)、柳、廣川、佐藤、岩井、田島、大竹各理事 オブザーバー:狩野監事、大原支部長会議長、富沢専門員
12	16	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、大原各委員
12	19	業務推進グループ 相続業務分科会	①相続業務に関する事例研究・意見交換等	古田島会長、中島副会長、飯島GL、中澤分科会長、高田、金竹各副分科会長
12	22	群馬県県土整備部建設企画課担当者との意見交換会		古田島会長、菅野、住谷各建設業務副分科会長、小山、穂苅各G担当員
12	22	支部長会	<連絡・報告事項> ①日行連会則改正に伴う本会会費値上げについて ②令和8年新年賀詞交歓会について ③令和8年度基本方針及び予算策定並びに事業計画(案)について ④令和7年度行政書士試験について ⑤令和7年度特定行政書士法定研修について ⑥本会会則第17条の規定による懲戒処分案件について ⑦事務所の移転について ⑧群馬県知事・日行連会長・群馬会会长との鼎談について ⑨日行連・関地協報告について ⑩当面の会務運営について ⑪各部の会務運営状況等について ⑫各支部の支部運営状況等について <協議事項> ①協議・意見交換について	古田島会長、山田、吉田、中島各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事 大原支部長会議長、根岸(洋)、佐藤各支部長会副議長、鈴木、中山、坂井、中村、根岸(幹)、土屋、穂苅、宮崎、大平各支部長
12	23	広報部会	①行政ぐんま199号の編集について ②令和7年度広報部予算執行状況と令和8年度予算案について ③令和7年度行政書士記念日事業について ④行政ぐんま200号について	吉田副会長、後藤部長、吉田副部長、田中、柳、廣川各部員
12	24	職務上請求書払い出し日		大原支部長会議長
12	25	入会式 (入会者 4 名)		古田島会長

※ GL… 業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 … 業務推進グループ担当員



令和7年度前期新入会員研修会参加報告書

報告者：館林支部 齋藤 拓也

日 時：令和7年10月7日(火)午前9時20分～午後5時

場 所：前橋商工会議所 3階 リリィ

参 加 者：30名

研修内容：(1) 「行政書士としての法令遵守の徹底について」

講師 群馬県総務部市町村課

(2) 「職務上請求書の適正使用について」

講師 副会長・総務部員 中島 肇 会員

(3) 「相続業務について」

講師 相続業務分科会 新井優子 会員

(4) 「入管業務について」

講師 入管業務分科会 田島 渡 会員

(5) 「建設業務について」

講師 建設業務分科会 穂苅優人 会員

この度、下記のとおり報告申し上げます。

令和7年度新入会員研修会(前期)に参加いたしました。本研修会は行政書士としての心構えや行政書士の主要業務に関する事など多岐にわたるもので大変有意義な研修でした。

初めに、行政書士としての法令順守の徹底について、群馬県総務部市町村課の方から講義がありました。実際に行政書士が加担してしまった不正行為、法令違反などについて解説があり、特に職務上請求書を悪用した事例に関しては行政書士全体の信頼を損なう行為で、あってはならないことだと再認識しました。

次に第1限に進み、中島先生による職務上請求書の適正使用についての講義がありました。多くの記載例を用いて使用する際の注意点などを大変詳しく明確な解説をしていただきました。最後に職務上請求書が使用できるかどうかを確認する問題もとても勉強になりました。

続いて第2限では新井先生による相続業務についての講義でした。私自身、相続・遺言業務に関するチラシを館林市内で配布しており、相続手続きの流れや相談時の注意点、その他関連事項などの解説は大変参考になりました。

午後からの第3限では田島先生による入管業務についての講義でした。入管業務の今後の必要性や重要性、実務での注意点、ご自身の体験談についてユーモアを交えながら解説していただきました。

最後の第4限では穂苅先生による建設業についての講義でした。建設業に関する主な行政書士業務や建設業法の条文を用いて許可申請などの手続きの流れを解説していただきました。

研修会終了後は参加された先生や講師の方々との名刺交換の場を設けていただきました。営業方法や受任した業務など実務に関連することや特定行政書士考査が間近に迫っていたので勉強方法などの様々な事について情報交換を行い、親睦を深めることができました。

今回の研修会に参加することで実務に関する知識や心構えがさらに深まり、実務において適正な注意を払い、適正な手続で業務を遂行していく重要性を学ぶことができました。今後も研修会や勉強会に多く参加することで知識の向上に努め、業務に活かしていきたいと考えております。



前橋支部

地域と共に歩む行政書士の役割

～相続・遺言相談会を開催して～

令和7年10月4日、前橋支部として初めての試みとなる、前橋市社会福祉協議会様との共催による「もしも」に備える、相続・遺言お気軽相談会を開催いたしました。

この相談会の実現に向けては、既に藤岡市で同様の取り組みを進めておられた根岸幹郎藤岡支部長から貴重なアドバイスをいただきながら、前橋市社会福祉協議会様との打ち合わせを重ねてまいりました。また、相談員を務める会員を募集するとともに、質の高い相談対応を実現するための研修を実施するなど、準備を進めてまいりました。

共催をお認めいただいた前橋市社会福祉協議会様には、相談室の手配やSNS等を活用しての広報をご担当いただきましたので、私たちは相談対応に注力することができました。

当日は3つの相談室を設け、前半・後半に分けて各50分の相談枠を計6枠用意したところ、4組の方々からご相談をいただきました。8名の相談員が各相談に2名体制で対応し、1組の相談者については前半から後半まで時間を延長して対応したため、相談室も相談員もほぼフル稼働となりました。

特筆すべきは、50分という比較的長めの相談時間を設定したこと、単なる制度説明にとどまらず、相談者それぞれの事情に寄り添った深い対話が実現できたことです。その結果、半数の相談者から「後日改めて相談したい」と連絡先を求められるなど、確かな信頼関係を築くことができました。

また、前半を担当した相談員は後半の時間に案件について検討を行い、後半を担当した相談員は前半の時間にブリーフィングを行うことで、相談員同士の経験・知識の交流を図ることができました。

相続や遺言は、誰もがいつかは向き合わなければならない課題でありながら、「まだ早い」「縁起でもない」と先送りされがちなテーマです。しかし、事前の準備があるかないかで、残されたご家族の負担は大きく変わります。今回の相談会を通じて、地域の皆様の「もしも」への備えをお手伝いできることは、行政書士として大きな喜びです。

前橋支部では、今回の経験を活かし、今後もより多くの会員に相談員を希望していただけるよう周知を続け、支部会員が培ってきた専門知識と地域の皆様のニーズを結びつける事業として、この相談会を定期的に開催していくたいと考えております。そして、群馬県行政書士会前橋支部が地域に根ざした専門家集団として、これからも市民の皆様の暮らしに寄り添い、安心して相談できる存在であり続けたいと思います。

桐生支部 小澤礼奈

桐生支部

桐生支部無料相談会の報告

みどり市と桐生市の社会福祉協議会のご協力をいただき、令和7年10月3日(金)と10月9日(木)の2日間、桐生支部の無料相談会が実施されました。

2日間で、15件の相談対応を行いましたが、そのうち13件は「相続・遺言」に関する相談でした。

私は、初めて相談会に参加することで、あまりに緊張しすぎて頭が真っ白になってしまいましたが、相談対応は2名体制で行つたので安心できました。私と組んだ先輩の先生はとても知識が豊富で、相談者の話にじっくり耳を傾け、出された資料もよく確認してから、まず相談者のご要望どおりになるかならないかを回答し、次になぜご要望どおりにならないかについて法律に基づいた理由をわかりやすく説明をしていました。

私も隣にいる先生のお話を聴きながら頷き、今まで勉強した知識は実際にこのように活用するのかと心を打たれました。相談者は先生の回答を聞いて、その話を信頼したようで、次から次へと「実は…」というお話が出てきました。

相談の後、先生から伺ったのは、相談者から「実は…」というお話はとても重要な情報で、解決の鍵になるかもしれないという経験談をいただきました。なるほど、本で勉強する以上に実際の経験も大切であると、とても勉強になりました。

この相談会の時間で全てが解決するわけではありませんが、相談者に対し、自身が決めるべき方向へ導くことができたのではないかと思います。

今回の相談会で、相談者は問題解決へつながる有意義な時間を過ごせたのではないでしょうか。私のような新人の行政書士にとって、とても有意義な2日間となりました。



**（もしも）に備える
相続・遺言
お気軽相談会**

行政書士に相談してみよう！

相続手続きについて知りたい
家族のために遺言書を作りたい
など、お気軽にご相談ください♪

日 時 令和7年10月4日(土)
午後1時30分～午後3時30分（1組50分）

会 場 K'BIX まえばし福祉会館 3階
群馬県前橋市白吉町2丁目17-10

参 加 料 無料 ◎申込 FAXまたはメール【裏面】

主催：群馬県行政書士会前橋支部 共催：前橋市社会福祉協議会

太田支部

穂積昌信太田市長 表敬訪問報告書

日 時：令和7年9月19日（金）10時30分から11時まで

場 所：太田市役所3階 会議室

参加者：坂井支部長、茂木・國政・大内副支部長、五十木・藤生・岸幹事、森田・糸井監事、石川顧問、神谷市議（館林支部会員）、服部 計12名

内 容：令和7年4月の市長選で見事当選された穂積新市長へ当選のお祝いを伝えること、市長と太田支部役員の意見交換の場を設けていただきました。

毎年、開催している窓口連絡協議会へ担当部署から講師派遣、ご協力いただいている行政書士制度広報月間への感謝を伝えました。

その後、我々が活躍している空き家や相続、外国人の在留資格を始めとする日常生活等、さまざまな場面で解決のサポート役になることができるこ

とについて、意見交換を行うことができました。



渋川支部 小 林 由 宣

渋川支部

支部研修会の報告

日 時：令和7年9月16日 14時～

場 所：渋川市 渋川公民館 講義室

参加者：23名

令和7年9月16日に渋川支部支部研修会が行われました。

今年度の研修会も他の支部からの参加を募り、参加者の半数は他の支部の参加者でした。

研修の第一部として、高崎支部の新井清明先生より「財産目録について」の研修を行いました。限られた時間にもかかわらず、新井先生は全体的な事から、過去の実体験を踏まえた一步踏み込んだ内容の講義をしていただきました。途中には、令和8年2月より実施予定の所有不動産証明制度にも触れつつ財産目録についてご説明いただきました。

第二部として、渋川支部の渡邊いく代先生より「これから入管実務」の研修を行いました。この講義では入管実務の現状を知る渡邊先生が、現在からすぐ先の将来を見据えた入管実務の実情を講義していただきました。中でも出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準の一部を改正する省令案の概要を詳しくご説明いただきました。

今回2部構成の研修会を実施し、短い時間ながらも詳しく、実りのある講義をしていただいた先生方に感謝を申し上げます。この研修会を通じ、私を含め、参加者の皆様の今後の行政書士業務の充実に寄与出来ればいいなと思いました。

令和7年度

行政書士試験 実施報告

令和7年度 行政書士試験
群馬県会場 試験場責任者 古田島 俊憲

令和7年11月9日（日）、高崎経済大学を会場として今年度の行政書士試験が実施されました。今年は全国で63,844名の受験申し込みがあり、うち群馬県会場では、961名の申し込みがありました。昨年は全国で59,832名、群馬県会場で878名の申し込みがあったので、昨年より多くの方々が申し込みをされました。なお、試験当日は、群馬県会場で実際に受験された方は768名でした。

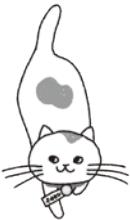
今年も昨年同様、高崎経済大学を会場に試験が実施されました。昨年の試験では、使用教室数が8教室でしたが、今年は受験生が増えたため9教室を使用しての実施となりました。受験生が受験しやすい環境を整えるべく、昨年同様、ゆとりを持たせて長机に2名が座って試験を受けていただきました。試験開始前に2名の受験生から受験票を忘れたとの申告があり受験票の再発行をした程度で、概ね問題なく試験の運営を進めることができました。

当日は、多少の肌寒さはありましたが雨が降ることもなかったため、受験生にとっては比較的恵まれた環境での開催となったのではないでしょうか。今回の試験実施において、試験監督員、本部員として運営に携わっていただいた皆様や事前準備等にご尽力いただいた本会事務局の皆様のご協力により、無事試験を終えることができました。皆様には、午前の早い時間から夕方まで長時間に及んで運営に携わっていただきありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

今回の試験の合格発表は、令和8年1月28日です。一人でも多くの方が合格され、行政書士として活躍されることを願っております。また、皆様におかれましては、先輩行政書士として新しく入会する方へのご指導・アドバイスなどしていただき、行政書士として活動しやすい環境を整えていただければ幸いです。

05





令和7年度 全国会長会

報告者：会長 古田島 俊憲

令和7年9月18日、ザクラウンパレス新阪急高知において全国会長会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日 時 令和7年9月18日（木）午後1時30分から

2. 場 所 ザクラウンパレス新阪急高知 3階「花の間」

3. 参加者
47都道府県の単位会会長
日本行政書士会連合会会長、副会長、常任理事
高知県行政書士会役員 他

4. 概 要

47都道府県の会長が一堂に会して全国会長会が開催されました。これは、毎年開催されるもので今年は高知県高知市での開催となりました。あらかじめテーマを設定し、各単位会会长からの事前アンケートをもとに会議が進められました。

5. 詳 細

・テーマ1 特定行政書士制度の普及促進について

各単位会における特定行政書士の取得者の割合については、ほとんどの単位会が「低い」と回答しました。その要因として、「取得の意義を感じていない会員が多い・法定研修の受講料が高い」などが多く見られました。また、特定行政書士を増やすために行なっている施策については、新入会員の入会時や研修時に法定研修受講の案内をしているという単位会が多く見られました。その他、法定研修の考查対策のための勉強会を開催している単位会もありました。

・テーマ2 一般倫理研修未受講者への対応について

未受講者に対する処分の検討については、検討していると答えた単位会がいくつかあり、その処分内容については、日行連及び他の単位会の動向を見てから決定するとのことでした。

・その他

その他として、「会費滞納者への催告や債権回収の方法」「災害復興支援に関する取組み」などの事前アンケートがあり、各単位会から様々な回答が寄せられました。

6. 総 括

特定行政書士のテーマについては、行政書士法の改正により、「特定行政書士が行政庁に対する不服申立て手続の代理等をすることができる範囲について、行政書士が“作成した”官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が“作成することができる”官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものにする」とされました。これにより特定行政書士の活躍の場が広がる可能性があり、各単位会会长は真剣に耳を傾けていました。

令和7年度 第2回日行連関東地方協議会 会長会

会長 古田島 俊憲

令和7年9月26日、長野県行政書士会館において第2回日行連関東地方協議会会長会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

※関東地方協議会とは、1都10県の単位会が所属する協議会です

1. 日 時 令和7年9月26日（金）午後1時30分から

2. 場 所 長野県行政書士会館 2階会議室

3. 参加者 関東地方協議会（以下、関地協）所属の各単位会長（千葉会会长は欠席）

4. 議 題

- (1) 令和7年度日行連関東地方協議会連絡会について
- (2) 日行連への意見・要望について
- (3) 関東地方協議会国際業務連絡会について
- (4) その他
 - ・単位会会費の改定について
 - ・替え玉受験を疑われる入会希望者への対応について

5. 詳 細

令和7年度の日行連関東地方協議会連絡会（以下、連絡会）は、11月13、14日の両日、長野市のホテルメトロポリタン長野で開催されることとなりました。この連絡会は、関地協から日行連へ要望を出し、それに対して日行連が回答する形式の会合です。

「OSS関連書面の公開について」「東京出入国在留管理局の審査遅延の解消について」「JCIPで申請した際の手数料について」など、連絡会当日は、関地協から計33本の要望を出すこととなりました。これらの要望に対して前向きな回答がいただければ、会員の皆様の業務が行いやすくなるのは間違いないと思います。

また、(3)の議題についてですが、現在、関地協には5つの業務連絡会（分科会のようなもの）があり、そのうちの1つ“国際業務連絡会”的運営方法について検討をしたもので、東京出入国在留管理局には、複数の支所、出張所があることがこの国際業務連絡会の運営を難しくしている側面があります。その部分について、今回話し合い、各単位会が納得できる運営方法としました。

議題の(4)については、時間の制約があり提案説明のみとなりました。

連絡会は、関地協において最も重要なイベントと言えるものです。日行連からの回答をお聞きすることに加え、1都、10県の各単位会から10名ほどの方が集い、業務連絡会ごとに会議を行い建設的な議論を交わす場でもあります。各単位会の運営を知ることができる大変貴重な機会となっております。

06

令和7年度 第3回日行連関東地方協議会 会長会

会長 古田島 俊憲

令和7年11月13日、ホテルメトロポリタン長野において第3回日行連関東地方協議会会長会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

※関東地方協議会とは、1都10県の単位会が所属する協議会です

1. 日 時 令和7年11月13日（木）午後3時20分から

2. 場 所 ホテルメトロポリタン長野 2階千曲

3. 参加者 関東地方協議会所属の各単位会長

4. 議 題

- (1)一般倫理研修未受講者への対応について
- (2)今後の収支見込みと持続的な事業のあり方について
- (3)その他

5. 詳 細

日行連関東地方協議会連絡会の初日に会長会が開催されました。

議題の(1)については、各単位会で未受講者がどれくらいいるのかの報告と、未受講者について既に処分をしているかについての情報交換を行いました。既に処分をしている単位会はありませんでしたが、綱紀委員会にかける段階まで進んでいるのが、群馬会と栃木会の2単位会でした。他の単位会は、引き続き受講を促しているようで、処分内容を含めてどう扱うかは検討中で、処分をする場合でも当分先になるのではないかとのことでした。

議題の(2)については、会費値上げについての話が大部分を占めました。値上げをすることは決まっているが、値上げ額については最終決定に至っていないという単位会が半数に上りました。会費値上げはデリカシーな問題なので慎重に進めているようです。

一般倫理研修は全員に受講する義務がありますが、どの単位会もまだ一定数の未受講者がいるようで、今後の対応に苦慮しているようでした。会費値上げについては、日行連としての会費値上げは既に決まっているため、各単位会の値上げについては、収支のバランスを考慮し、最善の注意を払う必要性に迫られています。

令和7年度 日本行政書士会連合会と 関東地方協議会との連絡会への参加報告

副会長 吉田 明浩

令和7年11月13日（木）、14日（金）に開催されました「令和7年度日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会」（以下「関地協」といいます）に、群馬会として10名が参加してまいりました。今年は、長野県行政書士会が当番会でしたので、開催場所はホテルメトロポリタン長野でした。下記のスケジュール（概要）で行われ、他の単位会との情報交換や情報共有などを積極的に行うことができ、有意義な時間を過ごすことができました。

2日目の日行連との連絡会では、主に行政書士法改正についての話がありました。

記（スケジュール概要）

11月13日（木）

- 11：00 開会式
11：30 講演会
　　演題「牛にひかれて善光寺まいり」
　　講師 善光寺事務総長 若麻績 享則 様
13：45 善光寺 参詣
15：20～17：20 会長会
　　業務連絡会
　　・総務担当者連絡会
　　・建設業務連絡会
　　・運輸業務連絡会
　　・国際業務連絡会
　　・市民法務業務連絡会
17：40～ 懇親会

11月14日（金）

- 9：00 全体会
　　日行連との連絡会
　　日行連への要望等
12：20 閉会式

06



5つの業務連絡会で行われた内容（抜粋）は以下のとおりです。

● 総務担当者連絡会 本会出席者 中島肇副会長 上原陽子常任理事

①「日行連の会費改定に伴う単位会会費について」と②「苦情案件への対応と処分について」の二つのテーマについて話し合いました。

①については、複数の単位会が1,000～2,500円の値上げを検討しており、次の総会での議案上程を予定しているとの報告がありました。また、単位会によっては、以下の取組みを行なっているとの報告がありました。

- ・必要経費を詳細に積算

- ・ワーキンググループの設置
- ・歳出削減策として事業の縮小
- ・祝賀行事の簡素化
- ・広報誌配布方法の見直し 等

②については、各単位会より、苦情対応の負担軽減策の報告がありました。負担軽減策としては、以下のようなものがありました。

- ・苦情申立は書面受付とし、申立書に記載を求め本人確認書類の添付
- ・電話による受付からメールやFAXによる受付に変更、録音機能を活用する方法 等

● 建設業務連絡会 本会出席者 塩野有希常任理事 武田洋典常任理事

建設環境関係業務では、3つのテーマについて意見交換が行われました。

【1】申請のオンライン化、押印廃止に伴う行政書士のリスクヘッジについて

近年の押印廃止や申請のオンライン化により、行政書士自身が虚偽申請に意図せず巻き込まれる危険性が増している。そこで、日行連が提供している建設業法第8条各号誓約書参考様式『建設業許可業務誓約書』がどのくらい活用されているかを含め、どのようなリスクヘッジに取り組んでいるか情報交換が行われました。日行連の参考様式については周知不足が否めずあまり利用されていません。独自の書式を用いて顧客に誓約を求めている会員もいます。東京会、栃木会は独自書式を作成して会員に提供しています。単位会としても、虚偽申請に関する注意喚起やリスクヘッジに特化した研修を行うなどの積極的な取り組みが必要だと確認しました。

【2】入札参加資格申請の共同電子申請について

長野県で共同入札システムの運用が始まったが、電子申請といえども書類が郵送であること、申請時間が制限されているなどの不便な点もあるため、長野会としては、各都県の共同入札システムの運用の違いについて情報交換し、より利便性があがるように県に要望を出すことにしました。本会としては、群馬県でも書類は簡易書留で送らねばならず、完全なオンライン化とはいえないし、システムの利用時間も他県より短いので、オンライン申請のメリットは半減しているとの情報提供をしました。

入札システムについては、現在、数年のうちに全国共通の運用になることが検討されているため、各都県間の差は解消される見込みです。

【3】県（都）との業務委託について

多くの単位会で県との業務委託契約を行っており、その内容と委託契約にいたるまでのプロセスなどの情報交換を行ないました。

主なものは以下のとおりです。

- 長野会 建設業許可・経審の相談窓口業務、経審の形式審査業務
- 東京会 建設業の窓口相談コーナーに1日3名相談員を配置
- 千葉会 産廃業許可の一次審査
- 神奈川会 経審の形式審査
- 静岡会 経審の形式検査
- 新潟会 建設業許可に関する相談会実施（毎月）

県（都）との業務委託では信頼関係の構築が不可欠であり、日ごろから情報交換会などで風通しの良い関係性を築くことや、許可申請の手引作成について協力・監修を行うなど、各単位会がそれぞれ工夫をしながら何年もかけて深い関係性を構築しているようでした。

● 運輸業務連絡会 本会出席者 山田英史副会長

主にOSSの利用状況について話合いが行なわれ、会議時間の都合で封印関係につきましては、長野会から、全国での封印が可能となった旨の説明があったのみでした。

OSSの利用状況についての協議内容としましては、以下のとおりです。

・大半の単位会がメリットがないと考えており、紙申請で十分であると考えています。・東京会から国土交通省が、OSS利用のうち、中間登録は20%を目標としているところ現状4%にとどまっているので、行政書士の利用促進を図ることが必要であるとの意見がありました。東京会では、実際にポータルサイトにアクセスして、OSSを実感してもらう研修を実施しています。

他会からの参加は可能かとの質問に対しては、人員の関係もあるが、受け入れは可能との発言がありました。

● 国際業務連絡会 本会出席者 龜田恒義副会長 服部成二常任理事

①関地協国際業務連絡会の役割と重要性、②東京出入国在留管理局への要望事項、③各会の申請取次委員会の活動の3つの議題について、情報・意見交換を行いました。

①は、予算削減とそれに伴う規則改正案が提案されたことに対して、各会から現在の状況や考え方を聞きました。それを踏まえて、②も意見交換を行い、変わらず今まで通り進めたいということになり、会長会へ報告することになりました。

続いて、③は、倫理や誓約書の定めに反する会員やそれに対する苦情申し立てが増加していることに対して、違反防止策の倫理研修の開催の有無、各会の対策についての意見交換を行いました。対策をしていない単位会では違反事例が増えているため、先行して行っている単位会から情報提供を受け、検討し、早急に対策をする必要があるため、協力をお願いしたいということになりました。

● 市民法務業務連絡会 本会出席者 吉田明浩副会長 菅野義郷常任理事

①空き家問題等高齢者おひとりさま対策の現状と課題について、②成年後見制度及び家族信託の活用について、③他業種との連携についての3つのテーマについて話し合いました。

各単位会より順番にそれぞれのテーマについて発言を行ないましたが、空き家対策が各自治体においてなかなか進まない中、以前より注目度が低くなっているように感じるとの意見がありました。また、3つのテーマはそれぞれ分離されているテーマではなく、相互に関連しているものであり、空き家対策としては空き家になることを防ぐことが必要である、そのために成年後見制度を積極的に活用し他業種との連携を図るなどの活動が必要になってくるとの意見がありました。

テーマには含まれていませんでしたが、空き家対策や相続の場面などにおいて、資格者ではなく民間の企業や団体による活動が盛んになっていることをあげ、行政書士としてもそれらに対して対策を講じる必要がある旨の話がありました。





令和7年度 顧問県議団・日政連群馬県支部との意見交換会開催報告書

報告者：日政連群馬県支部 副幹事長 菅野 義郷

日 時：令和7年12月5日(金)
午後4時30分～
午後5時30分

場 所：群馬県政会館
3階 大会議室

出席者：出席者名簿の通り



内 容：今回は、県議会定例会開催期間中ではありましたが、当日の日程終了後の開催となりました。星野 寛顧問県議代表・古田島俊憲日政連群馬県支部長（本会会長）の挨拶に続き、出席者の自己紹介を済ませた後、意見交換会に先立ち、当会からの要望事項につき、説明を行ないました。当会からの要望事項は①非行政書士の排除のプレートの設置、②県や出先機関のホームページに行政書士の代理人欄の設定、③農振除外申請の許可までの期間短縮などを含む5件あり、それぞれにつき、古田島支部長、武田常任幹事が要望の説明を行いました。

これらの要望事項につき、県議の方々から、関連する質問や意見等が発せられ、具体的には関係部署から後日、回答を頂くこととなりました。

またたく間に、本日の予定時間が終了となってしまいました。県議団からは、市民、企業に身近な行政書士を通じて、困りごとを知りたいと、意見交換会の重要性ある心強い意見が出ました。

今後とも、県議団と県支部との連携を密にし、維持継続してゆくことを確認して閉会しました。

《自民党県議と群馬県行政書士会（日政連群馬県支部）との意見交換会 出席者名簿》

群馬県議会議員 （敬称略）

久保田 順一郎	邑楽郡	県議団 顧問
星野 寛	利根郡	県議団 代表
狩野 浩志	前橋市	県議団
橋爪 洋介	高崎市	県議団
井田 泉	佐波郡	県議団
金井 康夫	沼田市	県議団
安孫子 哲	前橋市	県議団
須藤 和臣	館林市	県議団
伊藤 清	安中市	県議団
松本 基志	高崎市	県議団
矢野 英司	富岡市	県議団
秋山 健太郎	太田市	県議団 事務局
牛木 義	甘楽郡	県議団
丹羽 あゆみ	みどり市	県議団

群馬県行政書士会(日本行政書士政治連盟群馬県支部)

会長(支部長)	古田島 俊憲	前橋
副会長(副支部長)	山田 英史	前橋
副会長(副支部長)	吉田 明浩	館林
副会長(副支部長)	中島 肇	安中
常任理事(副幹事長)	菅野 義郷	前橋
常任理事(常任幹事)	上原 陽子	藤岡
常任理事(常任幹事)	武田 洋典	高崎
常任理事(常任幹事)	塩野 有希	高崎
常任理事(常任幹事)	後藤 康徳	渋川
常任理事(常任幹事)	服部 成二	太田
支部長会議長(常任幹事・分会長)	大原 岳	高崎

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ <文化庁> 宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について
- ・ <山梨県> 山梨県収入証紙制度の廃止に係る周知について
- ・ <関東地方整備局> 大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について（依頼）
- ・ <建設業振興基金> 建設キャリアアップシステム能力評価手数料全額支援及び概要説明動画の周知について
- ・ <国土交通省> 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い
- ・ <東京入管> 東京出入国在留管理局（品川庁舎）への予約なしでの大口案件への対応について
- ・ <経済産業省> 製品安全4法改正法の施行に係る特設サイトの公開等について
- ・ <国土交通省> 繼続検査における自動車検査証記録事項の配布終了について
- ・ <農林水産省> 食料システム法の計画認定制度について（周知）
- ・ <一般財団法人日本繊維製品品質技術センター（QTEC）> JASTI 監査に関するお申込み方法について
- ・ <国土交通省> 自動車通関証明書の電子化について
- ・ <出入国在留管理庁> 在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正について（周知）
- ・ <長崎県> 長崎県産業廃棄物処理業許可申請に係る必要書類の変更について（周知）
- ・ <出入国在留管理庁> 生活オリエンテーション動画作成に関する周知依頼
- ・ <国土交通省> 自動車運送事業関連手続きのオンライン申請に関する説明会の事前案内について（周知）
- ・ <法務省> 相続土地国庫帰属制度の利用状況に関する意識調査について
- ・ <埼玉県> 埼玉県産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類の運用変更について
- ・ <関東地方協議会国際業務連絡会> 家族関係登録事項別証明書代理申請のための駐日本国大韓民国大使館領事部訪問について
- ・ <出入国在留管理庁> 在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を行う場合の留意点等について
- ・ <日行連> 盛土規制法に関する設計者の資格について
- ・ <国土交通省> 民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の実施について
- ・ <国土交通省> 労務費に関する基準の実施について
- ・ <出入国在留管理庁> 在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を行う場合の留意点等の追加について
- ・ <国土交通省> 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の全面施行について

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ <県建設企画課> 補正書類等のメール提出方法について（再通知）
- ・ <県建設企画課> 建退共の履行証明書の発行待ちに伴う経営事項審査の特例対応について（再通知）
- ・ <県住宅政策課宅建業係> 各土木事務所の窓口時間等について
- ・ <高崎市> 都市計画法に基づく開発許可制度の手引等の改正について
- ・ <高崎市> 令和8・9年度建設工事入札参加資格申請（定期申請）について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ <業務推進グループ> ぐんま電子入札共同システム定期申請（物品・役務）について
- ・ <業務推進グループ> 建設業務における補正書類等のメール提出に関する運用について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。
(TEL027-234-3677)

印刷対応
について

事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。
印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。
郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。

建設業務における補正書類等のメール提出に関する運用について

建設業務における補正書類等のメール提出に関する運用について

群馬県行政書士会業務推進グループ

グループリーダー 飯島正暢

H頃より会員の皆様には大変お世話になっております。

昨年より建設業務における補正書類等のメール提出が可能となっております。この度、業務推進グループと群馬県建設企画課の担当者との面談を踏まえ、以下の通り周知事項をお知らせいたします。

①提出方法の厳守

補正書類等のメール提出は、群馬県が発行するガイドライン（本メールに添付）に沿ってルールを厳守してください。

②メール件名の記載ルール

メールの件名は、ガイドラインに定める形式を必ず使用してください。

《県担当者名・区分・許可番号・商号・メール送信者名》

※例：《〇〇様・決算・123456・㈱□□建設・穂苅優人》

③複数業者の補正書類がある場合

一件の申請につき一通のメールで送信してください。

メールは県担当者間で一括管理され、タイムラインから件名を見て各担当者が自身に宛てられたものを開封する方式になっています。二件の申請に関して一通のメールで補正書類を送ってしまうと、場合によっては県の担当者に正しく処理されないことがあります。書類の不受理や処理遅延のリスクが生じます。

※例1：A社、B社の補正書類をメール提出する場合・・・メールの件名と合致するようにな、二通に分けて提出。

※例2：A社の更新と決算変更届の補正書類をメール提出する場合・・・県担当者と区分が異なるため、二通に分けて提出。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

建退共履行証明書の取得はお早めに！

経営事項審査（経審）を受ける方や、**令和8・9年度の群馬県競争入札参加資格申請（定期申請、建設工事）**を予定している方の中には、建退共履行証明書の取得が必要な方もいると思います。

現在、この証明書の発行には、場合によっては申請から10~15日程度かかることがあるようです。

令和8年1月からの入札参加資格申請に間に合うよう、証明書の取得に時間がかかるを見越して、建退共への申請（経審申請）は早めに済ませておくことを強くお勧めします。

【周知】補正書類等メール提出方法について

『補正書類等のメール提出が可能となりました』

補正書類等をメール提出する場合は、以下のとおりとしてください。

【対象書類】

- ①建設業許可・変更届・決算変更届・経営事項審査に関する各種補正書類

※受付保留案件の補正書類・ファックス提出不可(写真は可)の書類はメール提出できません。

- ②工事内容の確認資料

- ③各種事前相談資料

【メールアドレス】

g-kensetsugyou@pref.gunma.lg.jp(すべて小文字)

【メール送信ルール】

◎件名設定ルール

《県担当者名・区分・許可番号・商号・メール送信者名》の順に入力してください。

※区分:「許可・変更届・決算・経審・事前相談」のいずれかから選択してください。

※県の担当者名が不明の場合は、「担当不明」と入力してください。

◎本文設定ルール

書類に関する必須記載事項はありませんが、セキュリティの都合上、事務所名・電話番号・メールアドレス等の発信者を特定するための情報を署名等により文末に記載してください。

※発信者が特定できない場合、メールが開封できません。

過去メールの使いまわし等により、関係のない情報が含まれないようにご注意ください。

◎書類データ

PDFデータのみ受領可能です。

※PDF以外のデータ形式やリンクの貼り付けにはセキュリティ対策の観点から対応できません。

【その他】

◎誤送信防止のため、メールの到達確認(自動返信)を除き、原則的に県からのメール連絡は行いません。

提出いただいた書類についての連絡は電話によるものとさせていただきます。

◎申請・届出を最初からメール提出することは一切認められません。

電子申請を希望する場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムをご利用ください。

◎到達確認メールが届かない場合は、お問い合わせください。

県にメールが到着次第、自動的に確認メールが返信されます。(内容に関わらず文言は一律)

返信が無い場合は、メールアドレスに誤りがないことを確認の上、下記までお問い合わせください。

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室／電話 027-226-3520・3524

お願い・連絡事項

補助者に対する表彰の実施について

会員の皆様が雇用している補助者に対し、表彰を行うことができるようになりました。
希望者は下記により本会にお申込みください。

記

- **表彰の種類** 永年勤続表彰
- **申出期間** 令和8年2月2日（月）から20日（金）まで
- **表彰対象者** 今年度の永年勤続表彰は、次の1及び2に該当する方を対象とします。
 - 1 補助者登録されてから継続して10年以上補助業務に従事した方
 - 2 人物、実績が優秀で他の模範となり、会員が表彰に値すると認めた方
- **基準日** 令和8年4月1日（水）
- **表彰方法** 表彰状の授与（定時総会時）
- **申込方法** 補助者を雇用している会員が次の1及び2を本会に提出（郵送可）
 - 1 推薦書
 - 2 表彰費用 2,200円（税込）
- **その他の** •これまでに表彰を受けたことのある方は対象となりません。

永年勤続者表彰推薦書

(氏名は正確に記入してください。)

フリガナ		生年 月日	大正・昭和・平成	性別	男女
氏名			年 月 日		
補助者 登録日	昭和・平成 年 月 日	勤続年数 年 ケ月			

[推 薦 者]

上記従業員を被表彰者として推薦します。

令和 年 月 日

事務所名

(〒 -) T E L - -

所在 地

09

行政書士

推薦理由

群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲 様

群馬県行政書士会顕彰規則に基づき補助者に対する顕彰に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬県行政書士会顕彰規則第5条第三号を根拠にして補助者に対する表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、「補助者」とは、行政書士法第19条の3に定める「使人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則第5条に定める者であって、本会に対し群馬県行政書士会補助者規則第8条に規定する設置手続きが行われた者ということをいう。

(表彰の基準)

第3条 補助者に対する顕彰は、補助者登録が行われてから継続して10年が経過した者を対象に行なうことができる。

(表彰の時期及び方法)

第4条 本会が補助者に対する表彰は永年勤続表彰とし、賞状を交付してする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は表彰を行わない。

- (1) 表彰日の前日までに補助者登録が抹消され、又は有効期間が経過した者
- (2) 表彰日前5年間に非違行為を行った者
- (3) その他本会が表彰をすることを適当でないと認めた者

3 表彰は毎年会長が定める日に行なう。

(申請)

第5条 会員は、その設置した補助者について顕彰を受けようとするときは、本会に対してその旨の申請を行い、会長による承認を得なければならない。

2 前項の申請を行う会員は、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 手数料 2,000円

(周知)

第6条 会長は毎年行政ぐんま誌上において、前条に規定する申請の方法その他必要な事項を周知することとする。

(改正)

第7条 本内規の改正は、常任理事会の決議を経て、これを行う。

附則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

コスモスぐんま活動のご報告

本号では、当会の活動における2つの重要行事——「社員総会」「群馬県成年後見制度利用促進協議会」の開催状況についてご報告いたします。会の運営基盤と地域支援の推進に関わる大切な内容となっておりますので、ぜひご一読ください。



定時社員総会報告

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

令和7年10月31日、虎ノ門タワーズオフィスにおいて、第15回コスモス定時社員総会が開催され、正会員数2,589名のうち、出席数は2,048名（委任状・議決権行使書提出を含む）であり、総会は有効に成立しました。

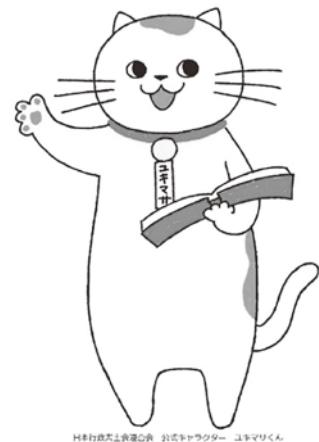
開会に先立ち、日本行政書士会連合会の宮本重則会長より来賓挨拶があり、行政書士法の改正について次の3点が説明されました。

- 1, 特定行政書士の権限拡大
- 2, 業務の制限規定の明確化
- 3, デジタル化に対応する専門業種としての行政書士

続いて事業報告が行われ、第1号議案から第4号議案まで原案のとおり可決・承認されました。また、会員から事前に提出された質問に対し執行部より回答がありました。

主な質問内容は以下のとおりです。（抜粋）

- 法人後見の取組みについて
 - ・本部承認の処理手順、承認基準、今後の取組みについて
- 入会前研修の現状と改善について
 - ・講義内容の改善に向けた対応
- 不正防止について
 - ・問題発生時の情報収集と連携体制
- コスモスの役員人事について
 - ・理事の選任基準、選任手続きの公平性確保、後継者育成



総会終了後には支部長会が開催され、グループに分かれて支部間の意見交換が行なわれました。支部ごとに会員数に差はあるものの、受任拡大に向けた裁判所への働きかけや、後見事務報告書（法定後見）の記載方法についてなど、活発な情報交換が行われました。



令和7年度 群馬県成年後見制度利用促進協議会 開催報告

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

令和7年9月26日、群馬県市町村会館において「成年後見制度利用促進会議」が開催されました。本会議は県の委託事業として群馬県社会福祉協議会が主催し、群馬弁護士会、司法書士会（リーガル）、社会福祉士会（ぱあとなあ）、行政書士会（コスモスぐんま）、社会保険労務士会、前橋家庭裁判所、県社会福祉部の参加で行われました。

【会議の目的】

成年後見制度の円滑な利用を推進し、権利擁護の体制を強化するため、各専門職団体や行政機関が一堂に会し、情報共有と意見交換を行うことを目的としています。

【主な議題】

① 他制度との連携強化

社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との連携を深め、日自事業から成年後見への移行検討のツールとして「移行検討ハンドブック（仮）」の作成について提案がありました。

② 市民後見人養成事業

本議題では、「共に支え合う地域づくり」を基本目標に、権利擁護人材の育成を目的とする事業について協議が行われました。養成の仕組みや研修体制に加え、研修修了後の人材活用や活躍の場の確保が論点となり、後見人が地域で継続的に活動できる仕組みづくりや、関係機関との連携による支援体制の整備に関する課題が話し合われました。



【まとめ】

本会議を通じて、専門職団体と行政機関が連携し、成年後見制度のさらなる利用促進と地域福祉の充実に向けた方向性が確認されました。今後も継続的な協議を重ね、県民の権利擁護体制の強化に取り組んでいくことが求められています。



令和7年度 コスモスぐんま定時社員総会 開催報告

コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一

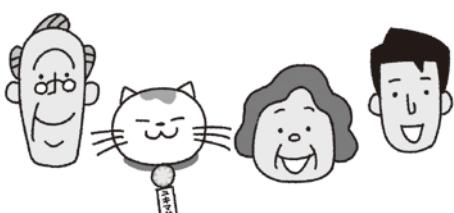
令和7年9月4日、年に一度のコスモスぐんま定時社員総会を開催いたしました。

総会では支部会員でもある古田島会長にご挨拶をいただき、これまでの事業報告や収支決算、そして来年度の事業計画と予算についての承認を行いました。今年は役員改選の年にあたるため、新たな役員体制が報告され、より活発な支部運営を目指すスタートの場となりました。

全ての議案が承認・報告された後、新入会員の紹介があり、会場が少し明るくなるような雰囲気もありました。また、意思決定支援に関する最近の動きについても情報共有が行われました。

総会後は、恒例となる懇親会を開催。新入会員とベテラン会員、事務所が遠い会員同士など、日頃は話す機会の少ない組み合わせでの交流もあり、情報交換や親睦が進みました。

コスモスぐんまでは、来年度以降も総会後に懇親会を開催する予定です。支部の活動をより身近に感じ、会員同士の交流を深めていただく機会として、多くの皆さんに気軽に参加していただければ嬉しく思います。





コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子

講師派遣・その他サポート

成年後見制度は、高齢者や障がいのある方々が安心して暮らせる社会の実現に欠かせない、重要な支援制度です。

コスモスぐんまでは、後見業務の質の向上をめざし、実務と倫理の両面において継続的な研鑽を重ねております。また、後見人の養成にも力を入れており、支部業務研修会等への講師派遣についても随時対応しております。個別の案件で受任者をお探しの場合なども、どうぞお気軽に事務局までご相談ください。

VOICE ~コスモス会員活動録~ vol.8



コスモスぐんま 高橋 雅之

高崎地区では、毎月第1月曜日の午後に高崎市総合福祉センターにおいて無料相談会を開催しています。

会議室には対向島型に2~4組の机を配置し、落ち着いた雰囲気の中で相談を受けられるよう整えています。

当日はコスモス会員が複数名参加し、予約、当日受付を合わせて多いときには5組程度の相談に対応します。相談時間は一組当たり約30分、内容は、後見制度の他、相続や不動産の処分など多岐にわたります。

相談対応者以外の出席会員は、少し離れた場所で相談のやり取りを静かに傾聴し、必要に応じて補助に入ります。

相談会は、午後1時から3時で、その後、当日の相談対応者がそれぞれ相談内容や助言内容を発表し、全員で振り返りと検討を行います。

さらに続いて、会員の実務経験を踏まえたテーマをもとに発表や質疑を行う情報交換会を実施しています。この場では活発に意見が交わされ、時には議論に発展するほど熱のこもった時間となっています。

こうした一連の取り組みは、参加会員の知識向上や面接技法の研鑽に大いに役立ち、有意義な活動となっています。

なお、この相談会や情報交換会については、コスモス会員にとどまらず入会希望者など広く参加を受け付けています。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。



09

群馬県特定(産業別)最低賃金について

～群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました～

ちゃんとチェック！最低賃金

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）		時間額 1,063円	発効日 令和8年3月1日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	時間額 1,131円	発効日 令和8年1月1日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	時間額 1,120円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	時間額 1,120円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	時間額 1,120円	

最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(027-896-4737)

又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

各種支援策のご案内はこちら



新入会員



会員番号 第3548号
 氏名 中島 寛
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 9. 1



会員番号 第3549号
 氏名 寺井芳夫
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 9. 1



会員番号 第3550号
 氏名 白石正賢
 所属支部 館林
 入会日 2025. 9. 1



会員番号 第3551号
 氏名 平田仁利
 所属支部 伊勢崎
 入会日 2025. 9. 1



会員番号 第3552号
 氏名 櫻井宏之
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 9. 1



会員番号 第3553号
 氏名 根岸美好
 所属支部 前橋
 入会日 2025. 9. 15



会員番号 第3554号
 氏名 金子直子
 所属支部 前橋
 入会日 2025. 9. 15



会員番号 第3555号
 氏名 尾林信二
 所属支部 前橋
 入会日 2025. 10. 1



会員番号 第3556号
 氏名 堀口祐介
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 10. 2



会員番号 第3557号
 氏名 櫻井貴也
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 10. 2



会員番号 第3558号
 氏名 深澤知恵子
 所属支部 桐生
 入会日 2025. 11. 1



会員番号 第3559号
 氏名 後閑善行
 所属支部 高崎
 入会日 2025. 11. 1



会員番号 第3560号
 氏名 関根隆啓
 所属支部 太田
 入会日 2025. 11. 1



会員番号 第3561号
 氏名 高橋成年
 所属支部 伊勢崎
 入会日 2025. 11. 1



会員番号 第3562号
 氏名 渡邊 裕晃
 所属支部 前橋
 入会日 2025.11.1



会員番号 第3563号
 氏名 辻 千恵子
 所属支部 桐生
 入会日 2025.11.15



会員番号 第3564号
 氏名 菊地 瑞記
 所属支部 伊勢崎
 入会日 2025.12.1



会員番号 第3565号
 氏名 島田 翔
 所属支部 伊勢崎
 入会日 2025.12.1



会員番号 第3566号
 氏名 佐藤 裕一郎
 所属支部 前橋
 入会日 2025.12.1



会員番号 第3567号
 氏名 津久井 孝
 所属支部 高崎
 入会日 2025.12.15



会員番号 第3568号
 氏名 鹿野 雅廉
 所属支部 前橋
 入会日 2025.12.15



会員番号 第3569号
 氏名 浦中 俊明
 所属支部 伊勢崎
 入会日 2025.12.15



会員番号 第3570号
 氏名 岡本 春菜
 所属支部 前橋
 入会日 2025.12.15

[入会者]

会員番号	登録番号	事務所名称		郵便番号	事務所所在地址 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3548	2514 5067	中島寛行政書士事務所 ナカジマヒロシ 中島 寛		370-0835	高崎市竜見町1-8 TEL 070-9087-6165		
		寺井行政書士事務所 テライヨシオ 寺井芳夫			高崎市大橋町29-1-803 TEL 090-1772-1570		
3550	2514 5069	行政書士白石まさたか事務所 シライシマサタカ 白石正賢		374-0024	館林市本町一丁目2番43号 TEL 090-7427-0202		
		マアト行政書士事務所 ヒラタヒトシ 平田仁利			伊勢崎市喜多町17番地3 2階 TEL 0270-61-9076		

会員番号	登録番号	事務所名称	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考		
		氏名			業務内容	兼業	
3552	2514 5071	行政書士櫻井宏之事務所 サクラ イ ヒロ ユキ 櫻井 宏之	370- 3104	高崎市箕郷町上芝622番地3 TEL 027-371-6785 hiro-ss@ymail.plala.or.jp			
		前橋五代行政書士事務所 ネギ シ ミ ヨシ 根岸 美好		前橋市五代町1047-4 TEL 090-4538-9002			
3554	2514 5422	高橋行政書士事務所 カネ コ ナオ コ 金子 直子	371- 0023	前橋市本町3丁目5番11号 TEL 090-8023-0742・FAX 027-224-0554			
		行政書士法人登録サポート 群馬事務所 オ バヤシ シン ジ 尾林 信二		前橋市上泉町397-6 TEL 027-261-1251・FAX 027-212-1069	※埼玉会から の単位会変更	税	
3555	2413 2369	行政書士法人スピカ ホリ グチ ユウ スケ 堀口 祐介	371- 0007	高崎市中泉町629番地8 TEL 027-395-0303			
		行政書士法人スピカ サクラ イ タカ ャ 櫻井 貴也		高崎市中泉町629番地8 TEL 027-395-0303			
3558	2514 6210	深澤知恵子行政書士事務所 フカ サワ チエコ 深澤 知恵子	376- 0002	桐生市境野町七丁目1777番地 TEL 0277-43-7017			
		行政書士後閑善行事務所 ゴ カン ヨシ ユキ 後閑 善行		高崎市下和田町四丁目10番17号 TEL 090-9209-5329 gokan117gyousei@gmail.com			
3560	2514 6212	アクアネット行政書士事務所 セキ ネ タカ ヒロ 関根 隆啓	373- 0813	太田市内ヶ島町866-14 メゾンド・セイリング102号室 TEL 0276-57-8941・FAX 0276-57-8942 aquanets@outlook.com			
		高橋成年行政書士事務所 タカ ハシ ナリ トシ 高橋 成年		伊勢崎市上植木本町2583番地 TEL 0270-21-5122・FAX 0270-21-5122 hello@taxnari.com			
3562	2208 1814	サムスル行政書士事務所 ワタ ナベ ヒロ アキ 渡邊 裕晃	371- 0016	前橋市城東町3丁目19番11号 城東グランド レジデンス801 TEL 070-2232-6850	※東京会から の単位会変更	税	
		みらい行政書士オフィス ツジ チエコ 辻 千恵子		桐生市三吉町一丁目1番8号 TEL 050-1809-5569			
3564	2514 6667	菊地瑞記行政書士事務所 キク チ ミヅ キ 菊地 瑞記	372- 0802	伊勢崎市田中島町1400番地7 グランディーピル203 TEL 0270-75-3940・FAX 0270-75-3941			
		島田翔行政書士事務所 シマ ダ ショウ 島田 翔		伊勢崎市今泉町2丁目946番地8 TEL 0270-24-5968			
3566	2514 6669	行政書士佐藤裕一郎事務所 サ トウ ユウイチロウ 佐藤 裕一郎	371- 0847	前橋市大友町1-16-1 TEL 090-3406-0610・FAX 027-251-3861			

会員番号	登録番号	事務所名称		郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3567	2514 7067	津久井孝行政書士事務所		370-0811	高崎市相生町48		税
		ツ ク イ タカシ 津久井 孝			TEL 027-323-6635		
3568	2514 7068	鹿野行政書士事務所		371-0037	前橋市上小出町三丁目21-6 シティーワンズ 301号室		
		シカ ノ マサ ナオ 鹿 野 雅 廉			TEL 090-6904-1917		
3569	2514 7069	行政書士浦中俊明事務所		372-0041	伊勢崎市平和町26番15号		
		ウラ ナカ トシ アキ 浦 中 俊 明			TEL 0270-23-5365		
3570	2514 7070	岡本行政書士事務所		379-2121	前橋市小屋原町982-2		
		オカ モト ハル ナ 岡 本 春 菜			TEL 080-2378-3824		

[法人新規登録]

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12504 2511501	五常行政書士法人	〒370-1103 佐波郡玉村町樋越 124-3	080-6560-0050	都筑 陽介	
12505 1302503	日本クリアス 行政書士法人 高崎本部	〒370-0073 高崎市緑町一丁目2番地2	027-384-8451	吉田 信昭 植松 聖美	佐藤 華純
12506 2516001	めいわ 行政書士法人	〒370-0006 高崎市問屋町四丁目7番地8	027-384-3232	高橋 正光	
12507 2515701	行政書士法人 スピカ	〒370-3524 高崎市中泉町629番地8	027-395-0303	堀口 祐介 櫻井 貴也	

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。

メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

[登録事項変更]

会員番号	登録番号	事務所名称		郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考		頁	
		氏名				業務内容	兼業		
3314	2014 1617						司	114	
		コ バヤシ シュン スケ 小林俊介							
2995	1314 0137						司, 土	73	
		オカ モト ハル ヨシ 岡本陽義							
3483	2414 0877						社	114	
		ハラ ダ タケ ユキ 原田豪之							
3290	1914 2341	小林行政書士事務所		372-0031	伊勢崎市今泉町2丁目948番10号 TEL 0270-25-2667・FAX 0270-25-3963			75	
		コ バヤシ ヒデ オ 小林英雄							
1622	8014 0915			370-0864	高崎市石原町3955番地1 TEL 027-323-2754			46	
		ヨシ ダ ツトム 吉田勤							
3487	2414 1135			370-3522	高崎市菅谷町2243番地			60	
		ツル 鶴 リョウ スケ 鶴良介							
3252	1914 0604			370-0883	高崎市剣崎町496番地2 TEL 027-326-2791・FAX 027-386-5960			57	
		タカ ダ ヤス ヒロ 高田保裕							
1505	7914 0828			376-0042	桐生市堤町一丁目12番4号 TEL 0277-43-8858・FAX 0277-43-8858 携帯 080-5515-6370			81	
		サイ トウ マサ ヒサ 斎藤正久							
2734	0714 0138	カミサカ行政書士事務所		372-0006	伊勢崎市太田町1135番地1 TEL 0270-61-7744			72	
		カミ サカ トシ ミチ 上坂俊通							
3475	2414 0642	行政書士戸丸和夫事務所		378-0126	沼田市白沢町上古語父47番地20 TEL 0278-20-9070 携帯 080-1026-9133		宅	129	
		ト ドコロ フウ カ 都所楓華							
3535	2514 2689	行政書士和心法務事務所		370-1301	高崎市新町3054-4 TEL 090-1538-2122			61	
		フジ ノ ヤス ヒロ 藤野泰宏							
2203	9214 0251			378-0413	利根郡片品村大字越本1149番地2 TEL 0278-58-4424			127	
		カサ ハラ セイ サク 笠原精作							
3126	1614 0764	MIRAIの行政書士事務所						31	
		アラ イ シゲル 荒井滋							
3330	2014 2410	TACKS 行政書士法人						58	
		イ トウ アキラ 伊藤明							

会員番号	登録番号	事務所名称	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考		頁
		氏名			業務内容	兼業	
3331	2014 2411	TACKS 行政書士法人					58
		カトウマサル 加藤勝					
2845	0914 1378	めいわ行政書士法人	370-0006	高崎市問屋町四丁目7番地8		税	52
		タカハシマサミツ 高橋正光		TEL 027-384-3232・FAX 027-361-9591			
3404	2214 1747			TEL 027-263-2204・FAX 027-263-4554			36
		カワムラユウイチロウ 河村雄一郎					
2853	0914 1996		370-0864	高崎市石原町1437番地5			52
		ハタノヒデハル 秦野英治		TEL 027-329-6720・FAX 027-329-6729			
3131	1614 1101		379-2211	伊勢崎市市場町一丁目323番地15			74
		タジマワタル 田島渡		TEL 0270-61-6745・FAX 0270-61-6746			
3344	2114 0503			TEL 0276-73-3611・FAX 0276-73-3612			142
		クワハラヨシユキ 桑原善之					

(届出受付順)

[法人登録変更]

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	電話番号 (FAX番号)	社員行政書士	変更箇所
12003 2007601	T A C K S 行政書士法人	027-212-9418	伊藤明勝 加藤勝	法人名称・事務所名称変更 従たる事務所廃止 社員脱退

(会員名簿の変更はコピーして貼付してご利用下さい。)

[特定行政書士名簿]

所属支部 会員番号	登録番号	事務所名称	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	
高崎 3525	2514 1122	行政書士事務所 ARK ZOO	370-0823	高崎市中紺屋町37 HUBiz TAKASAKI 3F TEL 080-7000-0077	
		ナカダユウヤ 中田裕也			
館林 3527	2514 1398	行政書士さいとう拓也事務所	374-0066	館林市大街道3-7-12 サンフラツツ館林1号室 TEL 080-5531-1493	
		サイトウタクヤ 齋藤拓也			
高崎 3526	2514 1397	さき行政書士事務所	370-0007	高崎市問屋町西1-1-3 TEL 090-7503-7099 office@saki-gyosei.jp	
		イシカワサキエ 石川咲絵			
太田 3531	2514 2685	行政書士松岡しゅんこう事務所	370-0403	太田市岩松町85-1 TEL 080-9018-1653	
		マツオカハルミツ 松岡春光			
藤岡 2791	0814 0907	行政書士 岡住事務所	375-0015	藤岡市中栗須110番地2 TEL 0274-22-0011・FAX 0274-24-2415 sokazumi@gmail.com	
		オカズミサダヒロ 岡住貞宏			
伊勢崎 3537	2514 3562	行政書士つかもと法務事務所	370-0135	伊勢崎市境小此木450番地1 TEL 080-4343-2700	
		ツカモトヒロキ 塙本宏樹			

所属支部 会員番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事務所所在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)
		氏名		
高崎 3506	2414 2498	たいまつ行政書士事務所 マツ オカ ヒデ アキ 松 岡 英 明	370- 0803	高崎市大橋町29番地1ダイアパレス 北高崎ステーションサイド2階-B TEL 090-4368-3747・FAX 027-315-7281
藤岡 3455	2314 2125	行政書士井田進事務所 イ ダ ススム 井 田 進	375- 0024	藤岡市藤岡1690番地3 TEL 0274-48-9460 携帯 090-1548-0118 byj04145@nifty.com

[退会者]

支部名	会員番号	氏名	退会年月日	退会区分
前橋	2813	飯沼洋子	令和7年 9月30日	廃業
伊勢崎	1174	清水浩道	令和7年 9月30日	廃業
前橋	3093	佐藤英雄	令和7年 9月30日	単位会変更
高崎	1978	井田博文	令和7年 9月30日	単位会変更
桐生	1688	家住慧路	令和7年10月30日	廃業
前橋	1249	岩沼満	令和7年10月31日	廃業
高崎	3157	白澤由佳	令和7年10月31日	廃業
太田	3243	柳瀬剛	令和7年10月31日	廃業
前橋	2800	生方茂	令和7年10月31日	廃業
富岡	2134	工藤要一郎	令和7年11月10日	廃業
桐生	2103	伊藤寛	令和7年10月29日	死亡
高崎	2708	中山幸代	令和7年11月28日	廃業
桐生	2487	森京子	令和7年11月28日	廃業
前橋	3295	奈良諭志	令和7年11月30日	廃業
吾妻	1405	佐藤優	令和7年12月31日	廃業
渋川	2803	奈良隆一	令和7年12月31日	廃業
高崎	2728	小和瀬一幸	令和7年11月30日	死亡

10

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

伊藤 寛 先生 令和7年10月29日逝去 桐生支部
小和瀬 一幸 先生 令和7年11月30日逝去 高崎支部

[法人退会]

支部名	会員番号	氏名	退会年月日	退会区分
高崎	12001 2005902	日本クレアス行政書士法人 高崎本部	令和7年9月9日	法人合併に 伴う退会

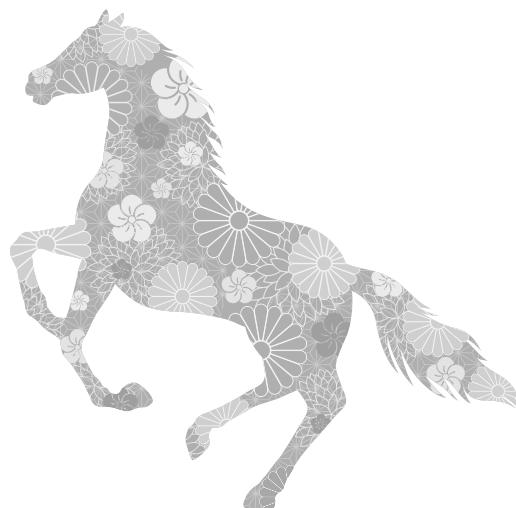
❖ 編集後記 ❖

お忙しいところ原稿を寄せていただいた皆様、発行に携わっていただいたすべての皆様に心より感謝を申し上げます。

早くて便利なインターネット情報に慣れ親しんでいる状況の中で、紙の広報誌を発行する意義についてよく考えます。広報部で「行政ぐんま」初期号を見る機会がありました。ページをめくるたび、紙面から先輩先生方の熱意や感性が伝わり読み応えがありました。地元群馬への郷土愛、行政書士への愛着や誇り、ご自身の経験や率直な意見を、自分の言葉で表現された文章の数々に感銘を受けました。こうした書き手の思いが読者に伝わることに紙の広報誌の意義を感じると共に、今後もこうしたコミュニケーションが積み重なっていくことを目指していきたいと切に思いました。

「行政ぐんま」の表紙写真を毎回楽しみにしている会員の先生がいらっしゃると聞きました。今回の表紙写真を気に入っていただけると嬉しいです。

広報部副部長 吉田 憲一





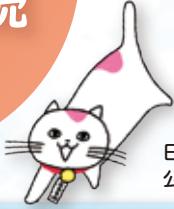
行政ぐんま 第199号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027) 234-3677 / FAX(027) 233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康徳(渋川支部)
同副部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027) 221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターキマサくん



群馬県行政書士会

Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさん代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みんなの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴・告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関するこ

自動車に関するこ

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関するこ

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関するこ

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関するこ

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関するこ

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関するこ

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関するこ

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関するこ

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関するこ

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関するこ

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務を行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階
TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

